

若者たちの音楽祭テーマソングコンテスト 募集要項

1 趣旨

若者たちの音楽祭（以下「音楽祭」という。）の開催 10 周年を記念し、参加者や観客との交流を深めるとともに、町民等に向け音楽祭の魅力を更に発信していくため、子どもから高齢者までが親しめる若者たちの音楽祭テーマソングを制作することとし、その歌詞および曲を募集します。

2 募集内容

タイトルを含む歌詞および曲（歌詞のみ、または曲のみの応募はできません。）

（1）歌詞

- ア 音楽祭の魅力や特徴をイメージできるもの
- イ わかりやすい言葉で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が覚えやすいもの
- ウ 3 番以内

（2）曲

- ア 明るく楽しい曲調で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が親しみやすいもの
- イ 参加者と観客が一体となって盛り上げられる、テーマソングに相応しいもの
- ウ 5 分以内

3 応募資格

アマチュアの方（グループでの応募も可能です。ただし、応募時点で日本国内に住所を有し居住している方に限ります。）

※本募集要項における「アマチュア」は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）・株式会社 NexTone などの著作権管理事業者（以下「著作権管理事業者」という。）に著作権管理を委託していない方を指します。

4 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～10 月 31 日（金）（必着）

5 賞（予定）

最優秀賞 1 点（採用作品）受賞者に 1 万円分のクオカードを贈呈。※該当無しの場合もあります。

6 活用予定例

- （1）音楽祭のステージで、出演者のバンド演奏により、参加者と観客とで歌い合う曲として
- （2）YouTube など各種 SNS での配信
- （3）その他、音楽祭広報活動に寄与することを目的として、幅広く使用

7 応募方法

- （1）次の①～③を応募先まで送付（オンライン申込フォーム(e-kanagawa)からの応募も可とします）又は持参してください。また、未成年者は応募に当たり、保護者の同意を得てください。

- ①歌と伴奏を録音した.mp3/.wav/mp4 のいずれかの形式のファイル（1 ファイル 1 作品。）
- ②歌詞を記載した用紙（A 4 判タテ、ヨコ書き）
- ③応募票（応募作品ごとに 1 枚）

※ファイル名は原則応募作品のタイトル（題名）と応募者氏名としてください。

※持参の場合の受付は、閉庁日（土・日・祝日）を除く 8 時 30 分～17 時 15 分となります。

※可能であれば、歌詞（ひらがな）を記載したメロディー譜も併せて提出してください。

※提出方法はメール添付（ただし、10MB 以上のファイルは受信できない場合があります。）ま

たはオンラインストレージ、CD-R や DVD-R (USB メモリや SD カード等のフラッシュメモリは不可) でお願ひします。ただし、②③に限り紙媒体による提出も可とします。

(2) 応募作品(歌詞・曲)は、応募者本人(または応募グループ)のオリジナルの作品で、他のコンテスト等で入選や受賞されていない作品、現在他のコンテストに応募されていない作品、他のコンテストに応募する予定のない作品に限ります。

(3) 応募数は 1 人(1 グループ) 3 曲までとします。

(4) 作品提出にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。

7 採用結果の発表および表彰

採用作品は音楽委実行委員会が選考要領を別に定めて決定するものとし、採用結果の発表は、令和 7 年 12 月に愛川町ホームページや音楽祭の SNS 等で行う予定です。また、表彰については、別途受賞者に通知します。なお、選考経過や結果に関する問い合わせに対しては回答しないものとします。

8 その他の留意事項

(1) 採用作品の著作権は、著作権者人格権(著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利)を行使しないものとします。

(2) 採用作品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利)、商標権等の知的財産権に係る一切の権利は、若者たちの音楽祭実行委員会に帰属するものとします。

(3) 採用作品は、補作することがあります。また、用途に応じて歌詞の変更・編曲することがあります。

(4) 応募作品(採用作品を含む)について第三者より著作権その他権利侵害等の責任を問われた場合、応募者の責任において解決を図るものとします。

(5) 生成 AI を用いて作成した歌詞や曲の応募は受理できません。

(6) 応募作品は、公序良俗に反しないもの、誹謗中傷を含まないものに限ります。

(7) 応募者は、応募楽曲が応募者の完全なオリジナル著作物であり、第三者の著作権、著作隣接権、肖像権その他第三者の一切の権利を侵害していない作品であること、著作権管理事業者に信託していない楽曲であることを保証します。

(8) 本要項の規定に反する作品は、審査の対象になりません。また、後日違反が判明した場合は、採用を取り消します。

(9) 採用作品以外の著作権は著作権者に帰属しますが、審査の過程で全ての応募作品を複製することがあります。

(10) 応募作品の郵送中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や問題が発生した場合、実行委員会は一切の責任を負いません。また応募作品は返却しません。

(11) 応募作品に関し、実行委員会から応募者へ連絡することがあります。

(12) 本募集において、実行委員会が応募者から取得した個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。ただし、採用作品の著作権氏名等は、公表させていただきます。

(13) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

9 応募先・お問合せ先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 5 1 - 1

若者たちの音楽祭実行委員会事務局(愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課内)

TEL 046-285-2111(内線 3633)または 046-285-6958(直通)

E-Mail spobun@town.aikawa.kanagawa.jp X,Instagram,facebook @spobun_ka